



奈規連第1号
平成24年9月18日

奈良県教育委員会教育長
富岡 将人 様

奈良県児童生徒の規範意識向上推進連絡会
会 長 葛 谷 和 順



奈良県の児童生徒の規範意識向上に関する提言について

本県教育における喫緊の課題の一つに児童生徒の規範意識の向上が掲げられて数年が経過しています。現在においても、児童生徒による暴力行為の発生件数が減少傾向にあるものの未だ全国平均を上回っていることなど、児童生徒の規範意識に関する様々な課題が残されています。

この間、県教育委員会に設置された「子どもの規範意識向上推進委員会」から奈良県の子どもの規範意識の向上を目指した提言（以上、「委員会提言」という。）がなされ、それを基に各学校等において課題の解決に向けた取組が行われていますが、本県の児童生徒の規範意識を高めるためには、学校、家庭、地域及び県や県教育委員会などの行政が手を携えて、より実効性のある取組を総合的・体系的に推進することが必要です。

そこで、小・中・高等学校の生徒指導担当教員で構成する奈良県小学校生徒指導研究会、同中学校生徒指導研究会、同高等学校生徒指導研究協議会（以下、「3研究会」という。）は、委員会提言を具現化するための方途について検討し、この度、以下のとおり提言を取りまとめました。

なお、以下の提言に関する取組等を迅速かつ効果的に遂行するため、9月7日（金）、3研究会からなる奈良県児童生徒の規範意識向上推進連絡会（以下、「連絡会」という。）を設立しました。この連絡会設立を契機に、児童生徒の規範意識向上のより一層の推進に向けて、総力を挙げて取り組むことをここに表明します。

記

提言1 社会に参加・参画する活動の充実 ～社会的自立に向けた基礎づくり～

委員会提言において、「子どもたちの社会性の育成に向けて、児童会や生徒会における児童生徒の主体的な活動の一層の活性化に努める。そのために、高校生が社会へ参画する活動を推進し、小・中学校へ広げるなど、幅広い取組を展開する。」とあるように、小・中・高等学校等における児童会・生徒会活動の更なる充実を図り、児童生徒が社会の一員であることの自覚を深め、人間尊重の精神に立って社会の中で共に生きる豊かな人間性を養うとともに、自分を見つめ直し自己実現に向かって人生を切り拓く力を育む必要がある。

具体的には、人間としての在り方生き方に関する学習活動について、各教科等に

において相互の関連を図ることにより学習内容の深化・統合を図るほか、特別活動を中心にすべての教育活動の中で、児童生徒が学校や社会に貢献する活動を大幅に充実させることにより、児童生徒に自らが学校や社会の一員であるという深い自覚を促す必要がある。

<具体的な取組内容(例)>

- 小学校の学校行事等における勤労生産・奉仕的行事の充実
- 中学校の生徒会活動・学校行事等における、ボランティア活動などの社会参加活動の充実
- 高等学校の生徒会活動・学校行事等における、ボランティア活動などの社会参画活動の充実

提言2 校種間及び家庭・地域社会・関係機関との連携の強化 ～相乗効果の創出～

委員会提言において「道徳教育を通じた規範意識の醸成や公共心の育成を推進する。」と示されているとおり、学校の教育活動における規範意識の醸成等に関し、道徳教育は大きな役割をもっている。このため、小・中学校等における道徳の時間及びすべての校種において教育活動全体を通して行われる道徳教育の更なる充実を図る必要がある。加えて、特に生徒指導との関連が強い特別活動の内容の充実を図ることも必要である。なお、これらの教育活動の内容が、小・中・高等学校の12年間を通した一体性・連続性を保ち、系統的・発展的な指導が行われることが重要である。

また、同提言において、学校と家庭・地域社会・関係機関等とが、「問題意識を共有」し、「連携・協働」することが求められているが、学校と児童生徒が生活の基盤を置く家庭や地域社会とが同一歩調をとり、児童生徒に豊かな心を育てていくことも極めて重要である。こうしたことから、校種を越えた学校間が連携した取組や、家庭や地域社会との連携した取組を更に充実させることで、各学校及び家庭・地域社会での取組の相乗効果を生み出していく必要がある。

具体的には、例えば、12年間を通した系統的な規範意識の醸成のための指導プログラムを作成し、小・中・高等学校における指導の連続性を高める必要がある。また、実際に、中・高校生が小学生の規範意識向上に資する活動を行うなど、児童生徒の交流活動の活発化を図ることが重要である。さらに、提言1に示した社会参加・社会参画に関する活動を行う際、学校のみで行うのではなく地域の人材を活用するなどより多くの人を巻き込みながら児童生徒の規範意識の醸成に努める必要がある。

<具体的な取組内容(例)>

- 12年間を通した系統的な指導プログラムの策定
- 児童生徒相互の交流活動の活発化（高校生による小学校の勤労生産・奉仕的行事への協力、中学生・高校生合同による社会参加活動等）
- 児童生徒と地域との交流活動の活発化（地域の人材活用、学校と地域の協働の推進等）

提言3 情報発信の充実 ～新たな県民運動へ～

児童生徒の規範意識を高めるためには、提言2で示したとおり、幅広い連携・協働が必要である。このためには、まず、各学校等が取り組んでいる状況を、他の学校や家庭・地域社会に発信する必要がある。このことが、児童生徒の規範意識向上に関する取組の統一性を高める基礎となり、取組の実効性を高めることにつながる。また、取組の目指すところを広く県民にアピールし、啓発を進めることにより、児童生徒の規範意識を向上させる取組を県民挙げての取組にすることも重要である。

具体的には、青少年健全育成に関する既存の会議、組織を活用し、行政全体さらには県民全体で、児童生徒の規範意識を高めようとする機運を高める必要がある。さらに、児童生徒の健全育成に関する取組の充実のため、これまで10年以上にわたり開催してきた「小・中・高校生の未来を考える集会」を発展的に再検討し、児童生徒の規範意識醸成に関する取組、とりわけ児童生徒が行う諸活動を県民にアピールする新たな行事を創設し、この行事を核に、学校、家庭、地域社会、行政等が一体となって児童生徒の規範意識を育む体制整備を進めることが必要である。

<具体的な取組内容(例)>

- 「小・中・高校生の未来を考える集会」の精神を継承する集会の開催
- 県民運動創設に向けた積極的なアピール

提言4 児童生徒理解の深化 ～効果的な規範意識向上方策の抽出～

推進委員会が委員会提言と同時に作成した「生徒指導ガイドライン」では、「生徒指導においては、生徒理解そのものが指導の成否を左右するといっても過言ではなく、眼前の状況のみにとらわれず、生徒の生育歴や家庭環境など、背景となる客観的事実を多角的・多面的に知ることが必要である。」とし、児童生徒理解を生徒指導の「基盤」と位置づけている。規範意識の醸成に関しても、児童生徒の規範意識の現状や児童生徒を取り巻く要因を把握するなど、児童生徒一人一人についての深い児童生徒理解に基づいて指導内容・方法等を検討することが重要である。

このため、提言1～3に示した取組をより実効性あるものとするために、各学校、3研究会、県及び県教育委員会が、それぞれの役割に基づき、児童生徒理解深化に向けた研究等を推進し、それを基に規範意識向上のための効果的な方策を抽出していくことが必要である。

具体的には、例えば、低い規範意識が表出する一形態としてのいじめや暴力行為について、その背景にある要因に関する研究を行うことで、影響力の大きな要因を究明し、その要因を低減させるための児童生徒支援、保護者支援、学校支援など多面的・総合的な支援の在り方を、学校、家庭、地域社会及び行政等の関係機関の連携・協働により探求していく必要がある。

<具体的な取組内容(例)>

- 規範意識の基盤となる文化的・社会的要因に関する研究
- いじめや暴力行為の背景要因に関する研究

提言理由

上記各提言のもととなる「現状認識」及び「求める児童生徒像」は、以下のとおりです。

[現状認識]

平成24年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）によると「学校の規則を守っている」という質問に肯定的な回答をした児童生徒の率は、小・中学校ともに87.5%（全国：小学校 91.3%、中学校92.3%）となっており、これまでの調査において全国平均より低位の状態が続いているなど、本県の児童生徒の規範意識に関する課題が浮き彫りとなっている。また、低い規範意識が表出する一形態としての暴力行為についても、その発生件数が全国平均を上回っており（1,000人当たり奈良県5.5件、全国平均：4.0件（平成23年度））、その改善に取り組む必要がある。

[求める児童生徒像]

県教育委員会のスローガン「愛を基盤として、知力・体力・忍耐力を身に付けて、正々堂々と生きる子どもを育てる」にあるように、われわれ教員は、教育的愛情をもって、すべての児童生徒に対し、基礎的・基本的な力（知力・体力・忍耐力）を伸長させるとともに強い正義感や責任感を身に付けさせることができるよう、日々の教育活動において指導・支援に当たらなければならない。

本会は、求める児童生徒像を、「人間尊重の精神に立って、公共心や正義感をもち、他者との協同によって社会に参加・参画していこうとする児童生徒」と定める。この児童生徒像の実現に向けて、各校の教育活動において重点的な取組を行うほか、提言1から4に示した内容の一層の推進に取り組む。